

宮古市田老野球場使用料

(単位：円)

区分			市内利用		市内と市外の共同利用		市外団体利用	
			1時間につき	1日につき	3時間につき	1日につき	3時間につき	1日につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒学生	—	—	660	2,640	1,100	3,300
		一般	110	660	1,100	4,400	2,200	6,600
	入場料を徴収する場合	児童生徒学生	—	—	1,100	4,400	2,200	6,600
		一般	1,100	6,600	2,200	8,800	3,300	13,200
営利を目的としない催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合		1,100	6,600	4,400	17,600	6,600	26,400
	入場料を徴収する場合		2,200	13,200	6,600	26,400	13,200	53,900
興行又は営利を目的とする催物に利用する場合	入場料を徴収する場合		1日につき1日の入場料最高額の50人相当分 (その額が62,850円に満たない場合は62,850円)					

備考 1日とは、午前と午後にまたがり、6時間を超える場合をいう。

附属設備使用料

(単位：円)

区分	単位	使用料
照明設備	全灯1時間につき	2,200
	減灯1時間につき	1,100